

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第十一条の二 法第八十八条の三第三項及び第百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。</p> <p>(署名又は記名押印に代わる措置)</p> <p>第十一条の三 法第八十八条の三第三項及び第百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、同項に規定する電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるとあること。

(電磁的方法)

第十一条の四 法第八十八条の五第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
  - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十一条の五 「略」

「条を加える。」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十一条の二 「同上」

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第十七条 法第一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

(組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第十八条 〔略〕

2 法第一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 〔略〕

〔25 略〕

6 法第三十九条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるも

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第十七条 法第一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法であつて組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第十八条 〔同上〕

2 法第一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げる方法であつて組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 〔同上〕

〔25 同上〕

6 法第三十九条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める電

のは、吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等)

第八十三条 「略」

2 法第百三十九条の第四十項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十四条 「略」

2 法第百三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併設立会員金融商品取引所が備え置くべき書面の記載事項)

第八十六条 「略」

2 法第百三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併設立会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)

磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等)

第八十三条 「同上」

2 法第百三十九条の第四十項第四号に規定する内閣府令で定める磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十四条 「同上」

2 法第百三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併設立会員金融商品取引所が備え置くべき書面の記載事項)

第八十六条 「同上」

2 法第百三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定める磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併設立会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)

<p>第八十七条 「略」</p> <p>2 法第三百三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</p> <p>(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十一条 「略」</p> <p>2 法第三百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</p> <p>(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)</p> <p>第九十二条 「略」</p> <p>2 法第三百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</p> <p>(新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十四条 「略」</p> <p>2 法第三百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</p>	<p>第八十七条 「同上」</p> <p>2 法第三百三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</p> <p>(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十一条 「同上」</p> <p>2 法第三百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</p> <p>(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)</p> <p>第九十二条 「同上」</p> <p>2 法第三百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</p> <p>(新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十四条 「同上」</p> <p>2 法第三百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。